

ナーサリーde アンジェ浅間台幼保園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園より説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	株式会社エックス
所在地	埼玉県上尾市宮本町 4 番 2 号
電話番号	048-788-3800
代表者氏名	代表取締役 外石 馨

2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業所 A 型	
施 設 の 名 称	ナーサリーde アンジェ浅間台幼保園	
施 設 の 所 在 地	埼玉県上尾市弁財 2-5-3 2 階	
連 絡 先	電話番号・FAX 048-778-7483	
ホ ー ム ペ ー ジ	http:// www.anges-bambina.com	
管 理 者	施設長 落合 恭子	
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童	
利 用 定 員 (年 齢 別)	0 歳児	3 名
	1 歳児	8 名
	2 歳児	8 名
自 己 評 価 の 概 要	上尾市に準ずる	
外 部 評 価 の 概 要	行政による監査を年 1 回実施	
職 員 へ の 研 修 の 実 施 状 況	入社前研修・園内研修・他に自治体主催の研修	
開 設 年 月 日	2015 (平成 27) 年 4 月 1 日	

3 事業所の目的・運営方針

ナーサリーde アンジェ浅間台幼保園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	98.78 m ²
	園庭	2589.41 m ² 浅間台第三公園を屋外における保育活動の場として使用します。
園舎	構造	鉄骨造

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	1室	
その他	調理設備・沐浴設備・幼児用トイレ・幼児用手洗い・事務室	

5 職員の設置状況

職種	員数	備考
施設長	1	常勤1名
保育士	6	常勤5名、非常勤1名
保育従事者	1	常勤1名

※ 当園では、「上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月26日上尾市条例第28号。以下「条例」という。）の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しております。

※ 常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

6 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	7時00分から20時00分（土曜日は18時00分）
月極保育依頼書	前月の締切日（園だより）までに具体的に予定を記入して提出。 （詳細は、保育園のしおり参照）
休園日	日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日）

※地震、台風、大雪等により、交通機関に乱れが発生した場合、または災害が予想される場合には上尾市保育課の発令により臨時休園することがあります。

※上記以外の感染症などの拡大防止する為の休園要請及び自粛要請などが国・県・市のいずれから発令された場合は臨時休園することがあります。

7 保育を提供する時間

保育標準時間	保育時間	7時00分から18時00分
	延長保育時間	18時01分から20時00分
保育短時間	保育時間	8時30分から16時30分
	延長保育時間	7時00分から 8時29分 16時31分から18時00分
延長保育なし	12月・3月の第4金曜日予定(職員研修のため)	7時00分から18時00分
保育協力日	夏期・冬期・春期 (日程は別途連絡)	欠席または早めのお迎えのご協力をお願いします。

8 園との連絡

- ① 連絡帳 ※必要事項は必ず記入してください。
- ② 当園からの連絡(連絡帳・メール・お手紙・HP・園-Renraku)必ず目を通してください。
- ③ 当園と取り交わした書式内容に変更があった場合には、速やかに園までご連絡ください。

9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定地域型保育及び時間外保育の提供
上記7に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 保育参観(合同保育イベント)・個人面談の実施
 - ①保育参観：年4回開催。(夏祭り・運動会・お遊戯会・お別れ会)
 - ②個人面談：連絡帳にご希望の日時を記入してください。

10 食事の提供方法、アレルギー対応状況

- (1) 連携施設(プリスクレールディゾアンジェ)からの搬入
設備の概要：「営業許可証」取得・水道水使用せず「純水」使用。
- (2) 昼食および午後のおやつ等はバランスの取れた完全給食を提供いたします。
- (3) 園では管理栄養士・栄養士が作成した献立を毎月別途お知らせします。

- (4) 行事食では、子どもたちに視覚でも楽しめるように工夫し、行事に親しみをもてるようにしていきます。
- (5) 食物アレルギー児の対応（食物アレルギー対応マニュアルあり）
 - ① 除去食（アレルゲンに該当する食品材料を除いた食事）が必要なお子さまは、医師の診断を受け一年ごとに生活管理指導表のご提出をお願いします。
 - ② 医師の診断による指示書がない場合は、保護者の申し出があっても、原則として対応できません。アレルギー発症を認めた場合、受診をお願いしています。
 - ③ 除去食については、ご家庭でも同様に行われていることを前提とします。
 - ④ 給食は、可能な範囲での代替品を使用していますが、アレルゲン食品が複雑多様にわたる場合には、食事をご家庭よりご持参していただく場合があります。
- (6) その他衛生管理等
 - ① 食品衛生責任者を選任しております。
 - ② 衛生管理マニュアルに沿った衛生管理を行います。
 - ③ 調理従事者・保育士の日々の健康管理、確認及び検便検査の実施を行っております。
 - ④ 連携施設の調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底いたします。

1 1 利用料金

- (1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）
給付認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

1 2 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1)園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします）。
- (2)児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める給付要件に該当しなくなったとき
その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 3 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

①施設名：プリスクレールディゾアンジェ

運 営 主 体	株式会社エックス
所 在 地	上尾市緑丘 3-3-11-2 PAPA ショッピングアヴェニュープリンセス棟 2階
連 携 内 容	・ 集団保育を体験させるための機会の設定 ・ 代替保育の提供 ・ 卒園後の受け皿の設定 ・ 給食に関する支援
電 話 番 号	048-871-7001

②施設名：浅間台幼稚園

運 営 主 体	学校法人鈴木学園
所 在 地	上尾市弁財 2-5-3
連 携 内 容	卒業後の受け皿の設定
電 話 番 号	048-774-1046

1 4 嘱託医

当園は、以下の医療機関を嘱託医としています。

(1) 内科

医 療 機 関 の 名 称	医療法人社団 淳真会 榎本医院
医 院 長 名	院長 榎本 哲
所 在 地	埼玉県上尾市中分 1-28-1
電 話 番 号	048-725-1651

(2) 歯科

医 療 機 関 の 名 称	北上尾歯科
医 院 長 名	院長 大石 洋平
所 在 地	上尾市原新町 16-8
電 話 番 号	048-816-5115

1 5 健康診断・身体測定

条例に基づき、定期健康診断を年 2 回、歯科検診を年 1 回、身体測定を毎月、月初めに実施します。

1 6 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関(嘱託医)及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を優先させ当園が責任をもってしかるべき対処を行います。その場合の治療費は保護者負担となります。

1 7 非常災害時の対策

防 火 管 理 者	落合 恭子
消 防 計 画 届 出 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日
非 常 時 の 対 応	消防計画書により対応いたします。
防 災 設 備	・火災報知器・煙探知機・誘導灯・消火器 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避 難 ・ 消 火 訓 練	・避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。 ・消防長または消防機関に年 2 回実施計画書を提出しております。 ・不審者を想定した避難訓練を年 2 回実施
避 難 場 所	第 1 避難場所：浅間台幼稚園園庭 第 2 避難場所：富士見小学校
緊 急 時 の 連 絡 手 段	避難先の表示・園-Renraku メール・園の HP 災害用伝言ダイヤル(171)

1 8 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1)虐待防止に関する研修を実施
- (2)虐待防止マニュアル作成、運用

1 9 保育園における児童虐待への報告義務

育児放棄や説明のつかない傷などが見受けられた場合や疑わしい場合でも法律により保育園には児童虐待などの報告の義務があります。

上 尾 警 察 署	上尾市本町 5-1-1	電話番号 048-773-0110
中 央 児 童 相 談 所	上尾市上尾村 1242-1	電話番号 048-775-4152

※ 閉園後、保護者に平日 20 時(土曜日 18 時)以降に連絡が取れなかった場合は、中央児童相談所及び上尾警察に連絡し、対応していただきます。

2 0 要望・苦情等に関する相談窓口

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 施設長 落合 恭子 ・ご利用時間 9:00～ 18:00 ・電話番号 048-778-7483 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	藤田 浩祐	電話番号 048-797-8296 所属 法務事務所リラウド 役職 行政書士
	渡邊 誠	電話番号 080-5926-2063 所属 TAX リテラシー税理士事務所 役職 税理士
その他	株式会社エックス	電話番号 048-788-3800
		郵送先：上尾市宮本町 4-2

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

2 1 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

① 法律上の損害賠償に基づいた対応

保険の種類	AIG 損害保険株式会社
保険の内容	賠償責任・生産物保険
保険金額	1名につき最高 3,000 万円 1事故につき 最高 5 億円

② 保育中のけがに対応

保険の内容	障害保険
保険金額	入院 3,000 円/1日 通院 1,500 円/1日

2 2 個人情報の取り扱い

当園では、特定教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であったものが知り得た個人情報は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

2.3 運営委員会について（小規模保育園合同）

年に2回開催予定です。保護者、外部委員（社会福祉事業について知識経験を有する方）及び事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場にたった良質な保育を行うために開催するものです。

2.4 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

施設設備費（1ヶ月）			金額
内 訳	上乗せ徴収	防犯設備	52円
	実費徴収	傷害・賠償保険費	211円
		純水浄水器費	267円
		ごみ処理費	75円
		駐車場代	526円
		合計	1,130円

実費徴収（その他）			金額
内 訳	バス代	乗車1回	30円
	教材費(入園時)	カラー帽子	別途
		クレパス・のり代	別途
		誕生日カード代	320円
	行事費	夏祭り・運動会・お遊戯会	別途 (500円前後)

※年度によって金額の変更があります。

2 時間外保育に係る利用者負担金

利用時間に応じて、以下の金額を負担していただきます。

	月極保育依頼書への記入かつ締め切り日までの提出に限る。 (提出日は園だよりによる)	左記以外及び当日延長の場合
保育標準時間認定	18:01~19:00 (15分/50円)	左記プラス100円
	19:01~20:00 (15分/400円)	左記プラス300円
保育短時間認定	7:00~8:29 (15分/50円)	左記プラス100円
	16:31~18:00 (15分/50円)	左記プラス100円

※詳細については、保育園のしおり参照。

3 補食料金に係る利用者負担金

	月極保育依頼書への記入かつ締め切り日までの提出に限る。	左記以外及び当日延長の場合
保育標準時間認定	1食/100円	提供なし

